

<p>件名</p>	<p>亀山市議会会議規則の一部を改正する規則</p>	<p>議会事務局 議事調査室</p>
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>全員協議会の補助機関として平成27年5月22日に設置した政策検討部会について、地方自治法第100条第12項の規定による協議又は調整を行うための場として位置付けるため、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>地方自治法第100条第12項に規定する「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場」である全員協議会には、その補助機関である政策検討部会を含むこととし、その構成員は部会員と、招集権者は部長と定めます。</p> <p style="text-align: right;">＜別表関係＞</p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、公布の日とします。</p>		